

袖ヶ浦市 企業振興条例のご案内



企業の新規立地、市内既存企業の大規模設備投資、環境に配慮した設備導入を促進し、産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とした制度です。
一定規模以上の新規立地や設備投資を行った事業者に対し、対象施設に係る固定資産税の一部を奨励金として交付するものです。また、これらの新規立地や設備投資に伴い、市内在住者を新規雇用した場合にも奨励金を交付します。

袖ヶ浦市奨励金制度

1 対象地域

工業専用地域、工業地域、準工業地域、その他事業所の新設又は増設が法令に適合し行われる場所

2 対象施設

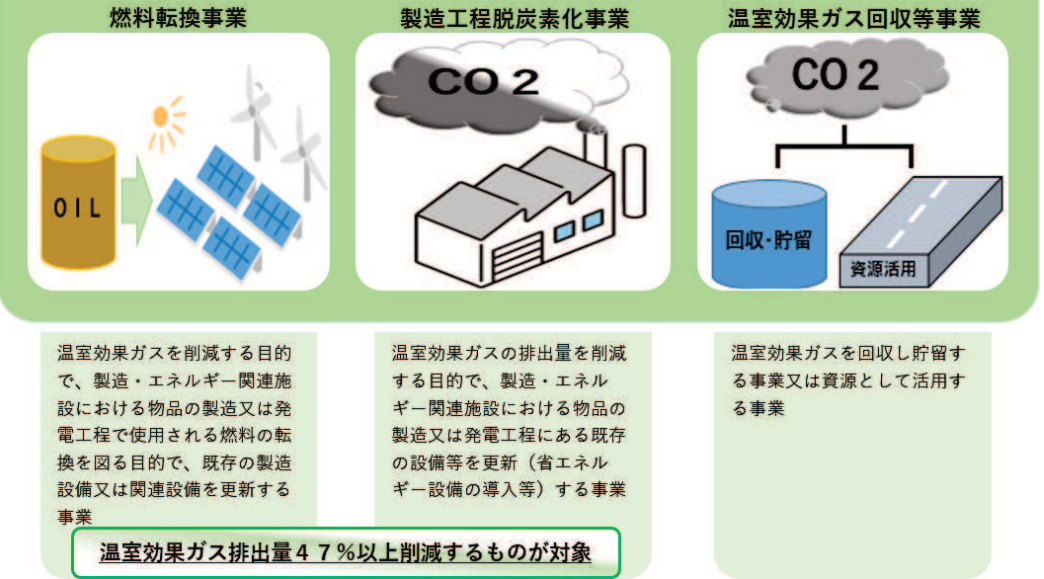
- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 製造・エネルギー関連施設 | (2) 研究関連施設 |
| (3) 物流・卸売・小売関連施設 | (4) 建設工事関連施設 |
| (5) 宿泊施設 | (6) 環境対応型施設 |
| (7) 洗濯・リネンサプライ関連施設 | (8) 成長分野関連施設 |
| (9) カーボンニュートラル促進施設 | |

3 奨励金の交付要件及び交付額

奨励金の区分	交付要件	奨励金内容		
		交付額	交付期間	限度額
新規立地	一体の工事により取得した対象施設の新設で投下固定資産額が3億円以上	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の50に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から5年間	1事業者につき1年度当たり2億円を限度
	中小企業者にあつては1億円以上			
	中小企業のうち、 ○宿泊施設にあつては5,000万円以上 ○卸売・小売関連施設にあつては投下固定資産額（土地に係る部分を除く。）が5,000万円以上			
大規模設備投資	一体の工事により取得した対象施設の増設又は更新で投下固定資産額が5億円以上 ※研究関連施設、環境対応型施設にあつては3億円以上	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の50に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から3年間 ※研究関連施設、環境対応型施設にあつては5年間	1事業者につき1年度当たり1億円を限度 ※研究関連施設にあつては2億円を限度
	中小企業者にあつては3,000万円以上 ○卸売・小売関連施設にあつては店舗面積1,000㎡以上を対象とする。			
成長分野促進	成長分野に係る対象施設の新設又は更新で、投下固定資産額が3億円以上 ○環境・新エネルギー関連分野 ○情報通信関連分野 ○先端素材関連分野 ○半導体関連分野 ○医療関連分野	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の60に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から5年間	1事業者につき1年度当たり1億円を限度

奨励金の区分	交付要件	奨励金内容		
		交付額	交付期間	限度額
カーボンニュートラル促進	カーボンニュートラル促進施設※1の新設、又は増設で投下固定資産額が3億円以上、更新の場合は投下固定資産額が1億円以上	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の70に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から5年間	1事業者につき1年度当たり1億円を限度
地元雇用	対象施設の新設、増設又は更新に伴い、新規雇用者を雇用すること。※2	新規雇用者1人当たり30万円	1年度限り	

※1「カーボンニュートラル促進施設」に該当する事業



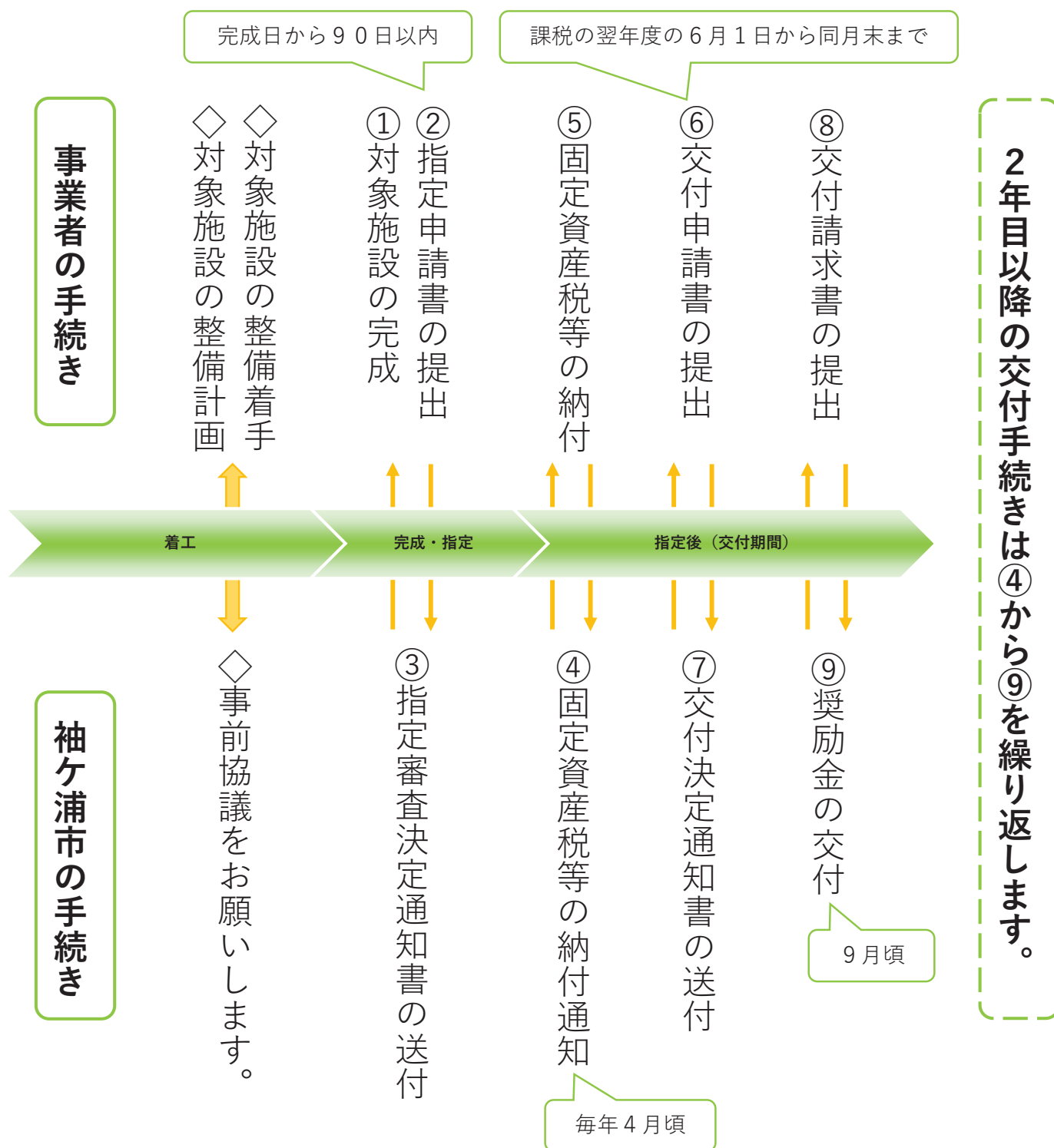
カーボンニュートラル促進奨励金の該当基準につきましては、別途「袖ヶ浦市企業振興条例第3条第4号の規定に基づくカーボンニュートラル促進奨励金指定基準」をご確認ください。

【※2】新規雇用者
市内に住所を有する者を常用雇用者（1週間の所定労働時間が20時間以上）として新規に雇用し、かつ雇用した日から1年以上継続して雇用されている者で、対象施設の新設、増設又は更新に伴い雇用された者に限ります。

4 適用期間

令和6年12月25日施行
※この条例の効力は5年間とし、令和7年1月2日から令和12年1月1日までに取得した対象施設に適用されます。

5 奨励金申請手続きの流れ



【問い合わせ先・申請先】 ※事前に必ずお問い合わせください。

袖ヶ浦市役所 環境経済部商工観光課 商工担当

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1

TEL 0438-62-3428

FAX 0438-62-7485

E-mail sode19@city.sodegaura.chiba.jp